カウンセリング指導員の成立とその職務(1)

一富山県における教育相談専任教員の発展一

池田宗介 石津憲一郎

カウンセリング指導員の成立とその職務(1)

一富山県における教育相談専任教員の発展一

池田宗介1 石津憲一郎2

Dedicated School Counseling Teacher in Junior High School (1)
-How did dedicated counseling teacher develop in Toyama prefecture-

Noriyoshi IKEDA, Kenichiro Ishizu

キーワード:カウンセリング指導員,中学校,教育相談

Keywords: Dedicated school counseling teacher, junior high school, educational counseling

I. 問題と目的

富山県の公立中学校においては、一部の公立中学校に おいて「カウンセリング指導員」と呼ばれる教育相談専 任教員が配置されている。これは、主として国からの 加配制度を活用して配置されているもの(富山県議会, 2009) で,「いじめ・不登校等, 生徒指導上の諸問題に 対応する教員のカウンセリングに関する資質の向上を図 るとともに、児童生徒や保護者へのカウンセリング等に よる援助・指導を行う」ことを趣旨とするものである。 カウンセリング指導員は、その「任務を遂行するため、 授業や部活動を担当しないことを原則」としている(富 山県教育委員会, 2002)。県下の公立中学校80校すべて に配置されているわけではなく,2016年度においては, 大規模校を中心に31校への配置となっている(富山県 教育用品・富山県学校生活協同組合,2016)。この「カ ウンセリング指導員」は、今日の学校における教育相談 に求められている「コーディネーター役として, 校内の 連絡・調整に当たる教育相談担当教員」に当たると考え

教育相談を専任に担当する「カウンセリング指導員」の配置は、全国的にも大変珍しい取組と言われており(富山県議会、2009)、「不登校の30%前後、暴力行為の50%近くが減少した」(富山県議会、2002)との報告もあるなど、一定の効果を上げているとされている。黒田(2015)は、富山県内のカウンセリング指導員配置校に行った教員対象の質問紙調査から、「カウンセリング指導員制度の課題としてカウンセリング指導員の役割の不明確さや周知の不徹底があげられる。また、本調査の対象校においてカウンセリング指導員以外の教員は問題を

抱えた生徒に対して反社会/非社会で区別しようとする意識を強くもっていることが示唆された。その結果,個別の問題事案への対応では生徒指導担当が反社会行為へ対応し,カウンセリング指導員が非社会的行為に対応するというような役割分担が出来上がっている」と指摘した。豊岡(2015)は,富山県内のカウンセリング指導員9名にインタビュー調査を行い,その役割の実態や,カウンセリング指導員自身のやりがいや悩み等について明らかにした。この他に,カウンセリング指導員の養成に関する研究(例えば,稲垣,2014;小川・下田・石津,2010),相談室運営のあり方や教育相談の技法に関する富山大学内地留学生の研究報告書が散見される。

しかし、このカウンセリング指導員配置制度の端緒について、「昭和の終わりぐらいから始まった」とか「1988年度には県下で6中学校のみに配置されていた」(黒田、2015)などとされているが、どのような趣旨で始まり、どのような経緯で今日のように発展してきたかや、その職務内容について詳細に検討した研究は見当たらない。

そこで、本研究においては、①「カウンセリング指導員制度」の成立過程、②「カウンセリング指導員」の職務内容の2点を明らかにすることを目的とする。なお、本研究と並行して、カウンセリング指導員の配置校と非配置校の教員(校長、教頭、カウンセリング指導員を除く)を対象としてアンケート調査を実施し、それを基にカウンセリング指導員配置の利点と問題点ならびにカウンセリング指導員非配置の利点と問題点について比較検討する研究を行った。これについては、紙幅の都合で掲載することができなかったため、別の機会に公表することとしたい。

¹高岡市立福岡中学校 2富山大学大学院教職実践開発研究科

Ⅱ. 研究の方法

カウンセリング指導員制度の成立とその後の展開について、経験者への聞き取り調査を基に明らかにする。また、カウンセリング指導員の職務内容については、この制度を主管する富山県教育委員会小中学校課から発出された文書や、『生徒指導提要』における「教育相談」に対する今日的要請を基に整理するとともに、他の都道府県における教育相談専任教員の態様と比較することを通して明らかにする。

Ⅲ. 文献および聞き取り調査から得られた内容とその考察

1. カウンセリング指導員制度の成立

富山県における「カウンセリング指導員」制度が正式に運用されたのは、1988(昭和63)年度からであった。1980年代(昭和50年代後半)は、いじめ、不登校(登校拒否)、暴力行為(校内暴力)、少年非行など教育荒廃といわれる現象が社会的に大きな関心を集めるようになった(国立教育政策研究所、2009)。富山県内の中学校においても、いくつかの学校において、これらの問題が顕在化することとなった。

そのような状況の下、富山県教育委員会指導課(当時)においては、「学校の荒れ」について対策が協議される中、「子供を上から押さえつけるような、訓育的な指導だけでは解決しない。子供たちの心に食い込むような教育相談的な対応が必要だ」という課題意識が高まった。

そこで、当時指導課の主幹であった篠島満氏が中心となり、1984(昭和59)年度から教員の教育相談の資質や力量を高めるための施策をスタートさせた。その第一歩として、それまで3ヶ月だった教員の内地留学期間を1年に延長し、教育心理学・学校カウンセリング等が専門の筑波大学の真仁田昭研究室に教員を派遣することとなった。この年、真仁田研究室への内地留学生第1号として派遣されたのが、当時、富山県総合教育センター教育相談部の研究主事であった藺生正一氏であった。その後しばらくの間、富山県総合教育センター教育相談部の研究主事が毎年派遣されることになった。

1987(昭和62)年4月,現在の「カウンセリング指導員」制度の試行として、県東部と県西部それぞれ1つの中学校に、教育相談を主として担当する「教育相談員」が配置された。当時、この「教育相談員」として県西部のA中学校に赴任したのが蘭生氏であった。役職名は「教諭・教育専門員」となっており、所属は赴任先のA中学校であった。その点については翌年度から始まる「カウンセリング指導員」(後述)とは異なっていた。

授業の受け持ちや校内での分掌等については、学校裁量であったという。藺生氏の赴任したA中学校では、当初、管理職から「生徒指導主事の補佐として、生徒指導

を行ってほしい」旨の話があった。しかし、「教育相談員」として配置された趣旨と照らし合わせ、生徒指導主事が生徒指導を、教育相談員が教育相談を行う形で棲み分けられることとなった。周囲の教員は、それまでなかった「教育相談員」という立場の藺生氏に対して「県教委から自分たちの教員の指導の様子を見張りに来たのではないか」という目で見る教員も多かったという。また、初めての試みであったことから試行錯誤の連続でもあった。

1年目は、3学年に所属し、修学旅行をはじめ、学年の様々な行事に関わることとなった。また、授業を週に1時間担当した。藺生氏は、このことについて「学年に所属して学年の先生方と共同したり授業を1クラス担当したりしたことで先生や生徒と関わりをもつことができてよかった」と振り返っている。

当時のA中学校は、前年度から学校に荒れが見られ、不登校生徒や反社会的行動を繰り返す生徒が複数いた。 藺生氏は、専門教科である理科の知識と経験を生かし、 熱帯魚を飼育することとした。「当時、熱帯魚がおしゃれだということで流行っていて、やんちゃな生徒がとて も喜んだ」とのことであった。また、次のようにも回顧している。

『最初は本当に受け入れられなかった。自分の立場は、カウンセリングマインドで、やんちゃな生徒に対してもフォローしながらじっくり時間をかけて対応していくわけで、「本当にそんな生ぬるいやり方でよくなるのか?」とも言われた。やはり、ガツンと指導して、生徒がすぐによくなるという即効性のある指導が求められていた。つっぱっているような生徒が相談室にたくさんやってきて、わいわいと賑やかにやっているものだから、本当にそれでいいのかという風当たりも強かった。しかしながら、廊下の徘徊や教師への反抗的な態度などの問題行動を繰り返す反社会的な生徒たちが相談室に入って過ごす様子を見たり、他の教師と共に一緒になって対応したりする内に、同僚教員の理解が徐々に得られるようになった。』

1987 (昭和 62) 年度に、このようにして県内 2 中学校で実施された「教育相談員」の試みは「大変効果があった」ということで、翌 1988 (昭和 63) 年度より「カウンセリング指導員」制度として正式に運用されることとなった。前年度「教育相談員」が派遣された 2 つの学校には、そのまま「カウンセリング指導員」として配置された。 A 中学校では、 繭生氏が「カウンセリング指導員」となった。この 2 校に加え、新たに県東部で 1 校、県西部でも 1 校、計 4 校に「カウンセリング指導員」が配置された。「カウンセリング指導員」は前年度の「教育相談員」の際の配属校所属ではなく、学校が属する地区の教育事務所となった。

新たにカウンセリング指導員が派遣された県東部のB中学校には、1988(昭和63)年度に新たに寺西康雄氏が赴任した。寺西氏は、富山県総合教育センター教育相談部の研究主事2年目の1986(昭和61)年度に、筑波

大学での内地留学研修を終えていた。同時に新たにカウンセリング指導員が配属となった県西部のC中学校には、寺西氏の前年1985(昭和60)年度に内地留学した教員が赴任した。

寺西氏によれば、配属校に籍を置きながら、依頼があれば他校に出向くという趣旨であったが、カウンセリング指導員としての2年間は、配属校で取り組むべき業務が多く配属校以外の学校へ行くことはなかった。また、「当時は『カウンセリング指導員はこうあるべき』という前例や手本がなかったため、試行錯誤しながら道を付けていくといった感じ」であった。寺西氏の場合は、得意のけん玉で生徒や同僚の教員と関わりを深めていった。寺西氏は、藺生氏と同様に1年生の国語の授業を1クラス担当した。寺西氏も当時、他の教員から「県教委から、自分たちを監視しに来たのかという目で見られた」と述べており、初めて導入されたカウンセリング指導員の趣旨や役割、教育相談の概念について、理解が浸透しにくかった様子がうかがわれる。

2. カウンセリング指導員制度の展開

このようにして始まった富山県の「カウンセリング指導員制度」は、その効果が認識され年々配置校が増えていった。1997(平成 9)年度に県東部のD中学校にカウンセリング指導員として赴任した宝田幸嗣氏によれば前、県全体で20数名のカウンセリング指導員がいたという。月1回「カウンセリングリーダー研修会」が実施され、中央の心理学の研究者(大学教官)からスーパーバイズを受ける機会があった。その形態は、2名のカウンセリング指導員がテーマや事例を持参し、それを基に事例検討を行うという形態であった。このリーダー研修会は、今日も継続して実施されている。

そして,2016 (平成28) 年度においては,県下80中 学校の内31 校に配置されるまでに拡大している。

3. カウンセリング指導員の職務内容

1) 学校における教育相談への今日的要請

学校における「教育相談」への今日的要請

平成 18 年秋に全国で相次いで起こったいじめ自殺を契機として大きな社会問題となったいじめの問題,依然として多数に上る不登校児童生徒,多発する事件・事故や自然災害など緊急時の児童生徒に対する心のケア,家庭の養育力や教育力の低下,その極端なケースとしての児童虐待の深刻化,発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒への対応,少年犯罪の低年齢化や携帯電話を介したネット犯罪の急増など,社会全体の環境の変化が児童生徒に大きな影響を与え,これらの問題は,地域や学校規模の大小を問わず学校教育上の課題ともなっている。

児童生徒は、学業の成績や将来の進路、部活動などの 学校問題をはじめとして、友人関係、異性関係、家庭問 題など、一人一人異なる悩みやストレスを抱えている。 そうした悩みを克服していくことが心身の成長過程においては必要であるが、児童生徒の抱える悩みは、いじめの問題に見られるように自ら解決することが困難なものや、虐待など自らの責任に起因するものではない悩みも多く、解決の時機を失すればその後の人生にも影響するような取り返しのつかない事態になる可能性もある。また、学校には、児童生徒の学習が適切に行われるための様々な観点からの環境整備が求められる。このため、児童生徒の悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応し、児童生徒が安心して学習に取り組むことができるよう教育相談の充実が必要である。

『中学校学習指導要領解説 特別活動編』(文部科学省, 1999) において、「教育相談業務は、一人一人の自己実 現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい あり方を助言することである。その方法としては、1対 1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒 に接するあらゆる機会をとらえ, あらゆる教育活動の実 践の中に生かして,教育相談的な配慮をすることが大切 である」と述べられているように、学校における教育相 談は、決して特定の教員だけが抱えて行う性質のもので はなく、相談室だけで行われるものでもない。教育相談 が、学校の教育活動全体を通じて、またすべての教員が 様々な時と場所において,適切に行うことが求められて いる。平成19(2007)年7月に発表された、文部科学 省の「教育相談等に関する調査研究協力者会議」の報告 「児童生徒の教育相談の充実―生き生きとした子供を育 てる相談体制づくり一」においては、これらの課題を踏 まえ、学校における組織的な相談体制やスクールカウン セラーのさらなる有効活用などについて訴えている。

さらに、平成22年に発行された『生徒指導提要』(文部科学省、2010)においても、この報告書の内容を踏襲し、「全校を挙げて、教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって連絡や調整等を行う部・係・委員会等の組織が必要であり、組織内の分掌として、その役割と責任を明確にして、相互の関連が十分に図られるようにすることが必要」と述べた上で、「教育相談を組織的に行うためには、コーディネーター役として校内の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が重要」であり、「こうしたコーディネーターを置く場合には、教育相談が学校の基盤的な機能であることを踏まえ、教育相談が学校の基盤的な機能であることを踏まえ、教育相談に十分な識見と経験を有する教員を選任することが校長のリーダーシップとして求められます」としている。

2) 生徒指導提要における教育相談の位置づけ

『生徒指導提要』は、その前書きに記載されているように、「小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法について、時代の変化に即して網羅的にまとめた基本書」(文部科学省、2010)として刊行された。この『生徒指導提要』については、昭和40(1965)年3月に刊行された『生徒指導の手びき』と、昭和56(1981)年10月に刊行された『生徒指

導の手引(改訂版)』を「ベースにしながら、改訂版以降の29年分の生徒指導に関する情報を網羅的に盛り込み、最新の話題(発達障害やインターネット)にまで言及したものと考えられる。それゆえ、「三訂版」と表現することも、あながち見当はずれではない」(滝、2011)との指摘もある。今日の学校現場においては、「生徒指導」や「生活指導」の領域に関して、この『生徒指導提要』を基にして、教育委員会の各種施策や各学校の生徒指導計画が企図され、教育活動が進められていると言える。

『生徒指導提要』においては、教育相談について、「第5章 教育相談」として36ページにわたって述べられている。その内容は、教育相談の意義をはじめ、学校における教育相談の利点や課題、教育相談体制の構築の在り方、教育相談の進め方や方法等、多岐にわたっている。項目は次のとおりである。

第1節 教育相談の意義

- 1 生徒指導と教育相談
- 2 学校における教育相談の特質

第2節 教育相談体制の構築

- 1 教育相談の体制づくり
- 2 組織的な教育相談

第3節 教育相談の進め方

- 1 教育相談の対象、実施者及び場面
- 2 学級担任・ホームルーム担任が行う教育相談
- 3 教育相談担当教員が行う教育相談
- 4 養護教諭が行う教育相談
- 5 学校管理職の教育相談的役割

第4節 スクールカウンセラー、専門機関等との連携

- 1 連携とは
- 2 スクールカウンセラーとの連携
- 3 スクールソーシャルワーカーとの連携
- 4 その他の専門機関との連携

教育相談専任教員としてのカウンセリング指導員の職務内容について論じる上で、『生徒指導提要』の内容を確認しておくことは重要であると考える。そこで「教育相談」の章から、教育相談の意義や学校における教育相談の利点と課題について示された「第1節 教育相談の意義」、教育相談体制の在り方についてまとめられている「第2節 教育相談体制の構築」の内容を確認しておきたい。また、カウンセリング指導員の在り方と関連して「第3節 教育相談の進め方」の「3 教育相談担当教員が行う教育相談」の内容についても確かめておくこととする。

4. 教育相談の意義について

1) 生徒指導と教育相談

教育相談について,『中学校学習指導要領解説(特別活動編)』(文部科学省,2008)の記述より,「教育相談は,

一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である」と引用した上で、教育相談と生徒指導の相違点を挙げている。この相違点については、次のような内容にまとめられる(Table 1)。このように見ると、「生徒指導」と「教育相談」が、相対する概念のようにも思えるが、『生徒指導提要』においては決してそのように捉えてはいないところに留意しておく必要がある。

『生徒指導提要』の第1章第1節では、学校教育の中 で生徒指導が果たす役割について,「生徒指導は学校の 教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであ り、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持 つものと言えます」と述べた上で,「自己指導能力を育 んでいくのは、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆ る場や機会です」と説明している。このことについて、 第1章第5節において、「学校運営として一つのまとま りとして言われている学校の活動の多くが、生徒指導と 関係しているということです。学校運営の内容は、学習 指導やその他の教育活動と同様に、生徒指導を除外して 考えることはできないのです」と述べられている。さら に, これらの生徒指導と教育相談それぞれの意義や相違 点を踏まえ,「教育相談と生徒指導は重なるところも多 くありますが、教育相談は、生徒指導の一環として位置 づけられるものであり、その中心的な役割を担うものと 言えます」としている。

すなわち、学校においては「生徒指導」の意義や考え 方を踏まえた上であらゆる教育活動が展開されることが 大切であり、「教育相談」は「生徒指導」の中心的役割 の一つとして機能させていくことが求められていると言 えよう。

2) 学校における教育相談の利点と課題

「第2節 学校における教育相談の特質」では、学校における教育相談の利点と課題が挙げられている。それぞれの内容は、次のようにまとめることができる(**Table 2**)。

生徒指導体制の中での教育相談の体制づくりの前提として、「教員が児童生徒一人一人と向き合うことが可能となるような時間の確保とそのための条件整備が求められます。条件整備のためには、教員の勤務態勢の改善や校務運営の見直し、事務的作業に要する業務量の削減や多忙感の軽減とゆとりの確保などを行っていく必要があります」としている。さらにこの条件整備について、「教育行政の具体的施策が必要なもの」、「校長のリーダーシップの下、全教職員が一体となって取り組むべきもの」「教員一人一人の努力が求められるもの」について分かれると述べている。そして、教員一人一人のゆとりの確保は、教員の燃え尽き予防の観点からも重要で、「養護

Table 1 生徒指導と教育相談の相違点

生 徒 指 導

一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の尊重 教育相談は、児童生徒それぞれの発達に即して を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを 好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、 目指して行われる教育活動のこと。

の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深|ものではなく、相談室だけで行われるものでもな め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生 い。 かしていくことができるよう指導・援助」すること でもある。

主に集団に焦点を当て、行事や特別活動などにお 主に個に焦点を当て、面接や演習を通して個の いて、集団としての成果や変容を目指し、結果とし内面の変容を図ろうとする。 て個の変容に至る。

の集団全体の安全を守るために管理や指導を行う部として受け止めさせ、問題がどこにあるのか、今 分。

教育相談

自己理解を深めさせ,人格の成長への援助を図る そのことは、「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互」ものであり、決して特定の教員だけが行う性質の

児童生徒の問題行動に対する指導や、学校・学級 指導を受けた児童生徒にそのことを自分の課題 後どのように行動すべきかを主体的に考え、行動 につなげるようにするには, 教育相談における面 接の技法や発達心理学, 臨床心理学の知見が, 指 導の行動を高める上でも重要な役割を果たし得

『生徒指導提要』p. 92 に記載の内容を筆者がまとめた。

Table 2 学校教育における教育相談の利点と課題

学校における教育相談の利点

- 数員は日頃から児童生徒と同じ場で活動 能である。
- 的な相談を待つのではなく、小さな兆候(サ 深刻な状態になる前に早期に食い止めること ができる。
- ・ 学校には,学級担任,教育相談担当教員, や授業担当者、部活動の顧問など、様々な視 点から、生徒のよさや小さな変化兆候をとら「が求められることがある。 生徒に適切な援助を行うことができる。
- 種専門機関との連携も取りやすい。

学校における教育相談の課題

- 教育相談の実施者(教員)と相談者(児 していることから、児童生徒を観察し、家庭 童生徒)が同じ場にいることによる難しさが 環境や成績等の多くの情報を得ることで、問しある。教育相談における面接に、それ以外の 題が大きくなる前に早期発見・早期対応が可 場面 (授業や部活動,学校行事,その他の学 校生活場面) の児童生徒と教員の人間関係が ・ 専門機関のように、本人や親からの自発 反映しがちである。最も関わりの多い担任の 教員のように、場合によっては、児童生徒が イン)をとらえて事案に応じて適切に対応し、教育相談の場面においても「この人は自分に ついての知識をもっている」などと感じ、安 心して相談する気持ちを妨げることがある。
- 学級担任が教育相談を行う場合には、特 養護教諭,生徒指導主事など様々な立場の教 に問題行動などに対応する場面では、児童生 員がいる。校長や教頭においても、管理職な 徒に対する指導的関わりを担わなければなら らではの指導や支援が可能である。専科教員ない立場と、教育相談の実施者としての役割 という, 一見矛盾した役割を同時に担うこと

えることができる。また、近年においては、 児童生徒がそのような問題を起こした背景へ スクールカウンセラーやスクールソーシャルの理解を深め、その気持ちを受け止める「教 ワーカーなど、様々な教職員の関わりもある 育相談」的な関わりと、問題への指導という など、これらの豊富な人的資源により、児童 「生徒指導」的な関わりを同時にする必要が ある。これらの指導は、必ずしも二律背反の ・ 上記の学校内部において、連携を取るこ 関係にあるわけではないが、実際に同一人が とができるだけでなく、「学校」という立場か同時に行うことは容易ではないと言える。学 ら相談機関, 医療機関, 児童相談所等の福祉 級担任が一人で抱え込まずに, 学校における 機関、警察等の刑事司法関係の機関など、各 豊富な人的資源を活用し、チームで指導・対 応することが大切である。

教諭やスクールカウンセラーのコンサルテーション的役割は大きなものがあります」とまとめている。

教育相談体制をつくることの意義については,次のことが指摘されている。

- ・ 教育相談は、児童生徒と接する教員にとっての不可 欠な業務であり、学校における基盤的な機能の一つと言 える。教育相談の機能が発揮されるためには、学校が一 体となって対応する校内体制を構築、整備していくこと が重要であり、教育相談に対する教員一人一人の意識を 高めていくことが重要である。
- ・ 近年の急激な社会変動の中、家庭や地域の教育力、教育機能が低下していると言われ、児童生徒の抱える問題が多様化、深刻化する傾向が見られる。身体的な悩みや性格、友人関係、学業成績や部活動、将来の進路、家庭生活に関すること、さらには、ネットや携帯電話を介したいじめやトラブルなど、児童生徒の様々な悩みを見過ごすことなく、できるだけ早期に発見し、悩みが深刻化しないように助言(アドバイス)や声かけを組織的に行う体制を学校全体でつくることが大切である。
- ・ 教育相談体制の構築,整備に当たっては,家庭や地域の協力,各方面の専門家や専門機関との連携が不可欠である。
- 教育相談を進める際には、相談室での個別面談だけでなく、特別支援教育などと連動して児童生徒の個別ニーズに即応できるよう、相談形態や相談方法の選択肢(Table 3)を複数用意して、多様な視点で、きめ細かく支援することができるような体制を総合的に構築していくことが求められている。

Table 3 教育相談の形態,方法

代表的な相談形態	• 個別面談
	グループ相談
	チーム相談
	・呼出し相談
	チャンス相談
	• 定期相談
	・自発相談 など
代表的な相談方法	・面接相談
	・電話相談
	・手紙相談
	・FAX相談
	・メール相談 など

学校内の教育相談の組織の在り方について、「全校を 挙げて教育相談を効果的に推進するためには、その中心 となって連絡や調整等を行う部・係・委員会等の組織が 必要であり、組織内の分掌として、その役割と責任を明 確にして、相互の関連が十分に図られるようにすること が必要」とし、教育相談部として独立して設けられるも の、生徒指導部の中に教育相談係といった形で組み込ま れるものなどの具体例を挙げながら、「どのような組織 がよいかは、学校種、学校の規模、職員構成、児童生徒の実態や地域性などを勘案して作ることが望ましい」と述べている。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置により、教育相談体制の充実が図られつつあることから、「教育相談を組織的に行うためには、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が重要」と指摘している。このコーディネーター役の教育相談担当教員については、「教育相談が学校の基盤的な機能であることを踏まえて、教育相談に十分な識見と経験を有する教員を選任することが、校長のリーダーシップとして求められます」としている。

そして、教育相談が十分な成果を上げるためには教育相談計画が学校の教育計画全体の中に位置づけられている必要があるとし、全体計画、年間計画、具体的な実施計画を策定していくとしている。教育相談担当教員は、教育相談を「学校としてどのような目的で、どのような基本方針に基づいて行うのかを明らかにし、諸計画の意味などをよく説明し、全教職員の共通理解と協力を得られるように努めること」が大切であるとも述べている。

教育相談に関する教員研修については、「人間的な温かみや受容的態度が成熟しているなどの人格的な資質と、実践に裏付けられたアセスメントやコーピングなどに関する知識と技術」の2つの資質をバランスよく磨くことができるようなものが必要であるとしている。その上で、バランスのとれた校内研修として、事例研究会と演習を取り入れた研修会の例を挙げ、「コーディネーター役としての教育相談担当教員の果たす役割は大きい」としている。

以上に見てきたことは、富山県における「カウンセリング指導員」の在り方や果たすべき役割を的確に指摘しているものと言えよう。

3) 教育相談担当教員が行う教育相談

「第5章第3節 教育相談の進め方」においては,「学 校で行う教育相談の進め方について、学級担任・ホーム ルーム担任(副担任,専科担任を含む)の立場,教育相 談担当教員の立場,養護教諭の立場,管理職の立場に分 けて」具体的かつ詳細に述べられている。また、学業成 績の変化や言動の急変化等「児童生徒の不適応問題に早 期に気付くためのポイント」や傾聴や感情の伝え返しと いった「教育相談で用いるカウンセリング技法」,最新 の臨床心理学や発達心理学の知見が「コラム」として紹 介されるなど,実際の教育相談場面を想定し,実践で活 用できるよう工夫されている。ここでは、「教育相談担 当教員が行う教育相談」の項について、その内容を見て いくこととする。「教育相談担当教員の役割」として、「(1) 学級担任・ホームルーム担任へのサポート, (2) 校内へ の情報提供,(3)校内及び校外の機関との連絡調整,(4) 危機介入のコーディネート, (5) 教育相談に関する校内

研修の企画運営,(6)教育相談に関する調査研究の推進など」があるとし、それぞれについて、留意点が詳しくまとめられている。

- ① 学級担任・ホームルーム担任へのサポート
- ・ 児童生徒への対応や保護者への対応に悩む教員への 支援に当たっては、悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」 というスタンスで臨む。指導や対応に役立ちそうな資料 を提供したり、他の教員から情報を収集したりして学級 担任の支援を行う。ときには助言(コンサルテーション) も行う。
- ・ 学級担任等が行う保護者面接に同席し、少し距離を 置いた中立的な立場で調整を行う。
- ・ 必要に応じて、児童生徒への個別対応を行う。カウンセラー的な役割として児童生徒と接する場合には、守秘義務と校内連携との間で葛藤が生じやすくなるので、配慮を要する。

② 校内への情報提供

- ・ 教育相談担当者研修会などで得た最新情報を校内に 広く提供する。
- ・ 問題となる児童生徒について、家庭環境、保護者の 姿勢、兄弟姉妹についての情報など、学年を超えて収集 し、事例検討の資料として提供する。
- ・ 知能検査や発達検査の結果など他機関からの専門的 情報をまとめ、校内で共通理解を図る。
- ・ 児童生徒の指導や集団理解に役立つよう,個別式知能検査(WISCなど)や各種心理テスト(YG性格検査,エゴグラム,文章完成法など)の技法を身に付け,必要に応じ実施する。
- ・ 「教育相談だより」等の発行を通して、共有したい 知識や、スクールカウンセラーや養護教諭など様々な立 場の声を紹介するなど、積極的に教育相談を広める活動 を推進する。
- ③ 校内及び校外の関係機関との連絡調整
- ・ 個々の教員が直面する問題が深刻な場合や,学級学年を超えた問題が発生した場合,管理職や関係教職員,スクールカウンセラー等と連絡調整役となり,連携を推進する。
- ・ 相談室の利用方法や運営方法について校内でルール 化し、カウンセラーと共通理解を図る。複数のカウンセラーが配置されている場合は、カウンセラー間の連絡調整を行う。
- ・ 児童生徒の問題が、学校教育の範疇を超えて、地域の教育機関や医療機関、福祉機関、司法機関、行政機関等と関わる必要が生じた場合には、連絡を取り合い、連携して支援に当たる。
- ④ 危機介入のコーディネート
- ・ 管理職や生徒指導担当教員と協議して危機対応チームの組織化を図り、各教員の役割の分担を決める。
- ・ 危機への予防的対応として危機対応マニュアルづく り等, 危機教育を企画したり, 危機対応についての知識

と方法の校内研修を企画実施する。

- ・ 個人レベル(家出, 児童虐待, 交通事故, 家族の事件など)及び学校レベル(校内暴力, 自殺, 校内事故等), 地域レベル(自然災害, 火災, 殺傷事件等)それぞれの危機場面に際して, 危機対応チームの一員として, 専門機関との連絡調整, 心的外傷を負った児童生徒の調査, 保護者への対応などの役割を果たす。
- ⑤ 教育相談に関する校内研修の企画運営
- ・ 教育相談に関する校内研修の企画運営も大切な役割 の一つである。

指導上問題のある児童生徒についての事例検討や 日々の教育実践に役立つ研修,体験的に学ぶ研修等,教 員のニーズをよく受け止め,学校全体の教育方針に基づ いたテーマを設定する。

- ・ 日常場面での様々な機会を用いて児童生徒の問題を 検討する「ミニ事例検討」を実施する。教員が困ってい ることを提示し合い,互いに助言し合う雰囲気づくりを 行う。教員による「ピア・サポート活動」とも言える。
- ⑥ 教育相談に関する調査研究の推進
- ・ その時々の教育相談的問題について、客観的な情報 を把握するための調査や児童生徒の精神衛生や生活時間 に関する調査等を行う「推進役」としての役割を果たす。
- ・ 例えば、校内でいじめ問題が発生した際に「いじめについてのアンケート」を作成し、児童生徒ならびに教員に実施する。いじめの発生件数について、児童生徒の感じている件数と教員が感じている件数の差などを検討することも、より有効な生徒指導を行う上で重要である。

5. 富山県以外における「カウンセリング指導員」に類 似した取組

富山県の「カウンセリング指導員」制度に類似した取組について、教育心理学関係の論文等の記述をもとに探ったところ、神奈川県や千葉県の取組がそれに当たると考えられる。

神奈川県においては、昭和26 (1951) 年4月に「定員外の「専任カウンセラー」12名を県内に配置」した。この「専任カウンセラー」は授業をもたずに生徒の個別指導に専念する教員であった(齋藤、1999)。これは、今日の富山県の「カウンセリング指導員」と同様の制度と言え、戦後間もない1951年にすでに実施されていることになる。しかしながら、神奈川県の「専任カウンセラー」制度は、「生徒の急増と予算の不足から定員外での確保が難しくなり、自然消滅」してしまった。ところが、神奈川県ではその後、昭和38 (1963) 年4月に、「専任カウンセラー制度」が再導入され、中学校に専任カウンセラー(9名)が再配置された。しかし、それについても、発展的に生徒指導担当教員の配置という形でなくなり、現在に至っている。

齋藤(1999)は、神奈川県の「専任カウンセラー」制度が定着しなかった原因について、文献や資料の研究を

通して次の3点を指摘している。第1に、カウンセリン グが目指すものと, カウンセリングに期待されたものと のずれの問題である。当時,周囲が「専任カウンセラー」 に期待したのは,「問題生徒」に対する個別指導で,非 行が治まったり不登校生徒が登校を始めたりといった目 に見える、それも即効性のある指導であった。一方、カ ウンセリングが目指すのは、個人を尊重し、その心理的 成長を支援することである。カウンセリングに即効性は なく,心の成長が目に見えるわけでもない。この両者の ずれから「カウンセリングは役に立たない」「子どもを 甘やかすだけだ」などの多種多様な批判や誤解が生じた。 第2に、人的な問題として、当時3日間のカウンセラー 講習会に参加しただけの教師を「専任カウンセラー」に 委嘱するなど養成が十分でなかったことや、指導主事や 経験を積んだ「専任カウンセラー」の異動は「制度」の 定着にとってマイナスであったことを挙げている。第3 に、生徒の急増や予算不足から、「専任カウンセラー」 が授業を受け持たざるを得なくなり、カウンセラーとし て活動する時間が確保できなくなったこと, つまり制度 維持のための教員配置予算が確保できなかったことも原 因の一つとなった。

現在, 神奈川県においては, 「校内の連絡調整, 子ども・ 担任・保護者のニーズの把握,ケース会議の運営,関係 機関との連絡・調整などを行うキーパーソン」として、「教 育相談コーディネーター」を配置している。すべての公 立小・中学校においては平成18年度から、高等学校に おいては平成19年度から配置されている(神奈川県立 総合教育センター, 2006)。ただし, この「教育相談コー ディネーター」を誰が担当するかについては、神奈川県 総合教育センターによる『教育相談コーディネーターハ ンドブック』(2006)に、「学校の実情により異なるとこ ろが大きいのですが,児童・生徒指導担当,教育相談担当, 教務,養護教諭,特殊学級担当,通級指導教室担当など, 教育相談や児童・生徒指導など学校全体に関わる校務を 担っている人は、既に教育相談コーディネーター的な役 割を担っているといえるのではないでしょうか。しかし、 現在の業務だけでも多忙なことだと思います。一人で担 うのではなく、そのような役割の人どうしが、お互いに 専門性をいかしながらコーディネーターのチームとして 活動することも考えられます」と記載されていることか ら、専任ではない場合も多いと考えられる。

千葉県では、平成元年から「不登校児童生徒、保護者、教員に対する指導・支援の充実を図るために、各地区ごとに訪問相談担当教員 11 人(家庭訪問等)を配置」している(千葉県教育庁教育振興部指導課、2013)。この「訪問相談教員」については、教育相談のコーディネート等を行う専任教員ではあるが、各地区の教育事務所に配置されているものであり、個別の学校に配置されているものではない。

この他には, 学校独自に専任の教育相談担当を置く事

例が散見されるが、富山県の「カウンセリング指導員制度」のように、都道府県や政令指定都市の教育委員会単位で、教育相談担当の専任教員を複数の学校に配置する取組については見受けられない。

6. 富山県のカウンセリング指導員制度の現在

現在のカウンセリング指導員制度が実施されるに当たり、1999(平成11)年には「カウンセリング指導員設置要綱」が制定され、運用されている(富山県教育委員会、2002)。「設置要綱」には、カウンセリング指導員の設置の目的や業務内容(任務)、配置の形態や在籍校ならびに在籍校以外の学校での任務等について示されている。その内容は、次のとおりである^{iv}。

カウンセリング指導員設置要綱 (一部) 平成14年4月1日一部改正

1 趣 旨

いじめ・不登校等、生徒指導上の諸問題に対応する 教員のカウンセリングに関する資質の向上を図るとと もに、児童生徒や保護者へのカウンセリング等による 援助・指導を行うため、カウンセリング指導員を設置 する。

2 任 務

カウンセリング指導員は、籍を有する中学校の校長の服務監督下にあって、当該中学校及び当該中学校区の小学校、隣接中学校等の生徒指導に関して、次の任務を行う。

- ① 学級担任・その他の教員に対するカウンセリングの普及と教育相談や生徒指導に関する助言・援助を行う。
- ② 学級担任等との連携のもとに、児童生徒へのカウンセリング及びいじめ・不登校等、生徒指導上の諸問題に悩む保護者への助言・援助に当たる。
- ③ 学年懇談会や家庭教育学級・地域懇談会等において、家庭教育等に関して保護者への啓発に当たる。
- ④ いじめ・不登校等、生徒指導に関する情報を収集・ 整理し、活用を図る。
- ⑤ 生徒指導関連合同会議(生徒指導主事・カウンセリング指導員)、カウンセリングリーダー研修会等に参加して、自己研鑽を積む。

3 配置等

- ① カウンセリング指導員は、カウンセリングに関する専門的な素養と経験、優れた指導技術を有する小・中学校教諭の中から県教育委員会が委嘱する。
- ② カウンセリング指導員は、任務を遂行するため、 授業や部活動を担当しないことを原則とする。

さらに、この「設置要綱」の裏面には、「カウンセリング指導員配置事業実施上の留意事項」が記載されている。「留意事項」は、「設置要綱」の内容を踏まえ、カウ

ンセリング指導員の運用について,校区の小学校及び隣接の中学校の巡回の在り方や校内における業務内容等,現場の実態に即してより具体的に示したものである。その内容は次のとおりである^v。

カウンセリング指導員配置事業実施上の留意事項

- 1 カウンセリング指導員の最大の任務は、配置中学校及び当該中学校区にある小学校、隣接中学校の教員のカウンセリングに関する資質の向上を図ることにある。
- 2 当該中学校区にある小学校及び同一教育委員会管下にある隣接の中学校を巡回するに当たっては、曜日を定めるなど、計画的に行う。
- 3 カウンセリング指導員は、その任務を遂行するため、原則として授業をもたない。
- 4 カウンセリング指導員は、原則として部活動を担当しない。(やむを得ない場合は副主務者とする)
- 5 当該中学校における校務分掌への位置づけを工夫 する。
- ・ 生徒指導主事、スクールカウンセラー等と連携した活動が行いやすいように留意する。
- ・ 教務主任、学年主任、学級担任等と連携しやすい ように留意する。
- 6 カウンセリング指導員は、教育相談等に関する資質の向上を図るため、カウンセリングリーダー研修会 (年間8回)及びその他研修会等に参加する。

- 7 その他配慮事項
- ① 児童生徒の指導は学級担任が主役である。カウンセリング指導員は、学級担任を支える立場であることに留意する。
- ② カウンセリング指導員の配置の趣旨と任務について、全教職員の理解を図るようにする。
- ③ その他細部については、「設置要綱」に従う。

「カウンセリング指導員制度」の目的として、「設置要綱」の「1 趣旨」において、2つのことが示されている。1点目は、「いじめ・不登校等、生徒指導上の諸問題に対応する教員のカウンセリングに関する資質の向上を図る」こと、2点目は「児童生徒や保護者へのカウンセリング等による援助・指導を行う」ことである。

1点目の「教員のカウンセリングに関する資質の向上」については、「留意事項」において、「カウンセリング指導員の最大の任務は、配置中学校及び当該中学校区にある小学校、隣接中学校の教員のカウンセリングに関する資質の向上を図ることにある」としている。さらに「7

その他配慮事項」において、「児童生徒の指導は学級担任が主役である。カウンセリング指導員は、学級担任を支える立場であることに留意する」とも述べている。このことは、生徒指導上の諸問題においては、カウンセリング指導員は教員を助言・援助する立場であり、カウンセリング指導員が児童生徒や保護者に対してカウンセリング等による援助・指導を行うが、児童生徒や保護者

Table 4 「カウンセリング指導員設置要綱」ならびに「カウンセリング指導員配置事業実施上の収音事項」と『生体指導規範』の内容の合致

施上の留意事項」と『生徒指導提要』の内容の合致	
「カウンセリング指導員設置要綱」ならびに	
「カウンセリング指導員配置事業実施上の留意事	『生徒指導提要』の記載内容
項」の記載内容	
・ 学級担任・その他の教員に対するカウンセリン	・ 児童生徒への対応や保護者への対応に悩む
グの普及と教育相談や生徒指導に関する助言・援助	教員への支援
を行う。〔設〕	悩みをよく傾聴し、「一緒に考える」というスタ
・ カウンセリング指導員の最大の任務は、配置中	ンスが望ましいものといえます。また、指導や
学校及び当該中学校区にある小学校、隣接中学校の	対応に役立ちそうな資料を提供したり、他の教
教員のカウンセリングに関する資質の向上を図る	員から情報を収集したりして学級担任を支援し
ことにある。[留]	ます。時には助言(コンサルテーション)も行
・ いじめ・不登校等、生徒指導に関する情報を収	います (p. 113)。
集・整理し、活用を図る。〔設〕	
・ 学級担任等との連携のもとに、児童生徒へのカ	・ 保護者面接への同席
ウンセリング及びいじめ・不登校等、生徒指導上の	学級担任の保護者面接に同席して, 少し距離
諸問題に悩む保護者への助言・援助に当たる。〔設〕	を置いた中立的な立場で調整を行うようにしま
	す (p. 113)。
カウンセリング指導員は、カウンセリングに関	・ こうしたコーディネーターとなる教員を置
する専門的な素養と経験、優れた指導技術を有する	く場合には、教育相談が学校の基盤的な機能で
小・中学校教諭の中から県教育委員会が委嘱する。	あることを踏まえて、教育相談に十分な識見と
[設]	経験を有する教員を選任することが、校長のリ
・ カウンセリング指導員は、教育相談等に関する	ーダーシップとして求められます (p.95)。
資質の向上を図るため、カウンセリングリーダー研	
修会(年間8回)及びその他研修会等に参加する。	
[留]	

教員が日頃から生徒と密接に関わっていることによる教育相談の難しさや葛藤への配慮と言える。

もう1点,大きな特徴と言えるのが,籍を有する中学校の校長の服務監督下にあって,当該中学校及び当該中学校区の小学校、隣接中学校等の生徒指導に関して,教員への指導・援助(コンサルティング)や,児童生徒や保護者へのカウンセリング的な対応等の任務を行うとしていることである。「留意事項」においては,「当該中学校区にある小学校及び同一教育委員会管下にある隣接の中学校を巡回するに当たっては,曜日を定めるなど、計画的に行う」ともされている。この点は,小中連携や「中1ギャップ」問題への対応の面からも特筆すべき点である。

Ⅳ. 本研究のまとめ

富山県の教育行政においては、教育相談の重要性に早くから着目し、1988年に「カウンセリング指導員」を学校の新たな一役割として位置付けた。他の都道府県における同様の試みが、予算の問題や生徒の指導において即効性がないなどの理由で潰える中、30年間継続し発展させてきた。その過程においては、歴代のカウンセリング指導員が、試行錯誤しながらその在り方を確立させてきたと言える。

この施策は、『生徒指導提要』でいう「教育行政の具体的施策」であり、そのカウンセリング指導員が中心となって教育相談をコーディネートする体制を整えることが、「校長のリーダーシップの下、全教職員が一体となって取り組むべき」条件整備と言えよう。

また、教員自身がゆとりをもって「児童生徒に寄り添い、向き合い、その個性を生かす関係」が保つことができるよう、養護教諭やスクールカウンセラーと共にコンサルテーション(助言・援助)していくこともカウンセリング指導員の役割の一つであると考えられる。

さらに、カウンセリング指導員が教育相談に関する研修の推進役となることで、学校における生徒指導の中心的な役割としての「教育相談」が、教育活動全般にわたって十全に機能するよう務めることも大切である。一方、生徒の不登校等の問題の対応に当たっては、生徒指導主事と共同して、コーディネートする役割が求められている。

カウンセリング指導員が、授業を受け持たず、部活動の顧問も原則として担当しないとされていることは、カウンセリング指導員制度の最大の特長である。児童生徒や保護者にとっては「他の先生とは違った立場の先生」、すなわち中立的と感じやすい立場として捉えられることとなり、その「立場」と時間的なゆとりを十分に生かした相談活動の展開が可能と言える。校区の小学校や近隣の中学校での活動についても想定されていることについては、小中連携や中1ギャップ問題への対応の観点からも、カウンセリング指導員が橋渡し役として有効に機能

することが期待されていると考えられる。

本研究においては、インタビュー調査や文献調査を通して、カウンセリング指導員配置制度の端緒について明らかにした。カウンセリング指導員が県内4校に配置されてから間もなく30年を迎えようとするが、その黎明期の過程や様子を明らかにしたに過ぎず、その後の発展の道筋については触れていない。今後、インタビュー調査や文献調査等により、全国的にも例のない県教育委員会主導の教育相談専任教員制度の歴史について、よりいっそう詳細に検討しておくことは大きな意義があると考える。さらに、こうした取り組みが、富山県のみならず、子供たちの福祉のためにどうのように役立つのかについては、さらに検討を積み重ねていく必要がある。本論文が、そうした研究や実践のための基礎的資料として位置づけられることが期待される。

V. 引用文献

千葉県教育庁教育振興部指導課(2013). いじめや 不登校にに対する取組や対応について 平成25 年11月15日開催 第2回光り輝く「教育立県ち ば」を推進する懇話会に提案された資料 Retrived from http://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/ seisaku/2013konwakai/documents/251115-04lizime-torikumi.pdf (2016年6月20日)

稲垣 応顕 (2014). スクールカウンセラー (教育カウンセラー)養成の理論とプログラムの開発 上越教育大学研究紀要, 33, 21-31.

神奈川県総合教育センター (2006). 教育相談コーディネーターハンドブック

国立教育政策研究所 (2009). 生徒指導資料第1集(改 訂版)生徒指導の諸問題の推移とこれからの生徒指導 ーデータに見る生徒指導の課題と展望ー

黒田 雄一郎 (2015). 中学校の生徒指導におけるコーディネーション機能の向上に関する研究一富山県カウンセリング指導員制度の有効性と課題に着目して一上越教育大学修士論文 (未公刊)

文部科学省(2010), 生徒指導提要 教育図書

文部科学省 教育相談等に関する調査研究協力者会議 (2007). 児童生徒の教育相談の充実について一生き生きとした子どもを育てる相談体制づくりー (報告)) Retrieved from http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1369810.htm (2016 年 6 月 28 日)

文部省(1981). 生徒指導の手引(改訂版) 大蔵省印刷 局

文部省 (1999). 中学校学習指導要領解説特別活動編 ぎょうせい

小川 亮・下田 芳幸・石津 憲一郎 (2010). カウンセリング指導員養成研修プログラムの開発(1) 富山

- 大学人間発達科学部附属人間発達科学研究実践総合センター教育実践研究, 4, 25-30.
- 齋藤 幸広 (1999). 学校教育相談の推進に関する研究— 教師のカウンセリングへの関わり方についての一考察 - 神奈川県立教育センター研究集録, 18, 105-108
- 滝 充 (2011). 小学校からの生徒指導~『生徒指導提要』を読み進めるために~ 国立教育政策研究所紀要, 140, 301-312
- 富山県議会における福岡教育長の答弁 (2002). 2002年3月6日富山県議会2月定例会議事録 Retrieved from http://asp.db-search.com/toyama/dsweb.cgi/documentframe!!guest08!!
- 富山県議会における東野教育長の答弁 (2009). 9月29日富山県議会教育警務委員会議事録 Retrieved from http://asp.db-search. com/toyama/dsweb.cgi/documentframe! 1!guest03!!28377!1!1!1,-1,1!1573!113838!1,-1,1!1573!113838!4,3,2!69!93!103456!!9?Template=Do cumentFrame (2016年6月24日)
- 富山県教育委員会(2002). カウンセリング指導員設置 要綱 カウンセリング指導員に対する研修会配付資料 富山県教育委員会(2007). いじめ問題に対する取組事

例集. 文部科学省, 68-69

- 富山県教育用品·富山県学校生活協同組合(編)(2016). 富山県教育関係職員録 富山県教育用品·富山県学校 生活協同組合
- 富山県教職員組合・富山県高等学校教職員組合・富山県 教育会(1984). 富山県教育関係職員録 富山県学校 用品協会・富山県学校生活協同組合
- 富山県教職員組合・富山県高等学校教職員組合・富山県

- 教育会(1986)。富山県教育関係職員録 富山県学校 用品協会•富山県学校生活協同組合
- 富山県教職員組合・富山県高等学校教職員組合・富山県 教育会(1987). 富山県教育関係職員録 富山県学校 用品協会・富山県学校生活協同組合
- 富山県教職員組合・富山県高等学校教職員組合・富山県 教育会(1988).富山県教育関係職員録 富山県学校 用品協会・富山県学校生活協同組合
- 豊岡 崇志 (2015). 教育相談体制の充実についての検討一カウンセリング指導員の役割に注目して一 富山県教育委員会教員カウンセラー養成事業内地留学研究報告書(未公刊)
- i 本項の内容は、藺生正一氏(1987 年度に教育相談員、 1988 年度に初代カウンセリング指導員を経験)と寺 西康雄氏(1988 ~ 1989 年度に初代カウンセリング指 導員を経験)への聞き取り調査を基にまとめた。藺生 氏へは 2016 年 7 月 12 日、寺西氏には 2016 年 6 月 15 日に聞き取りを行った。
- "この他に、学校管理経営の分野にも、同様に1年間の内地留学として教員が派遣された。
- ※ 宝田幸嗣氏(当時富山県総合教育センター教育相談部長,現魚津西部中学校学校長)に,筆者が直接聞き取り調査を行った。調査日は,平成28年6月15日。
- * カウンセリング指導員の研修会等で富山県教育委員会 小中学校課から配付される資料を原文のママ掲載した。 * 下線は、原文のママ。

(2017年8月29日受付) (2017年10月4日受理)